

南関町防災行政無線デジタル化工事に伴う 戸別受信機の更新

町では、各家庭等に設置してあるアナログ戸別受信機をデジタル戸別受信機へ更新する作業を行います。

作業は、令和4年3月下旬頃から順次行う予定で、事前に戸別受信機取り付け委託業者から工事希望日の電話連絡等を行います。

また、受信電波が弱い場合は、戸別受信機のほかに建物の軒先等に外部アンテナを取り付ける工事を行うこともあります。

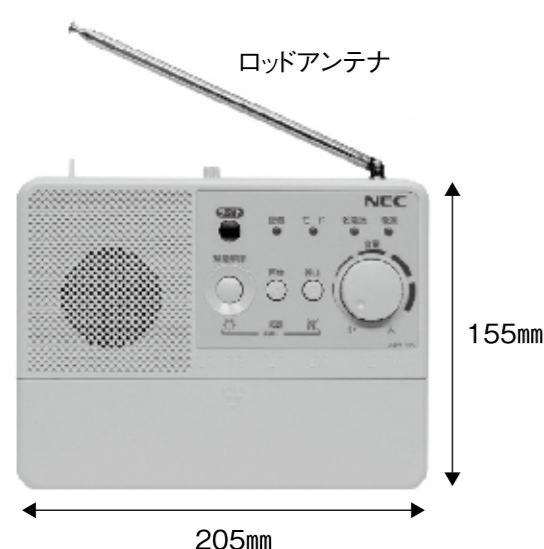
なお、作業員が訪問した際、ご不在の場合は「不在通知書」をポスト等に入れますので、作業可能な日を委託業者へご連絡をお願いします。

- 戸別受信機の取り付け委託業者：NEC(日本電気株式会社)
- 取り付け時期：令和4年3月下旬～令和4年8月下旬(予定)

<取り付け場所のお願い>

- 戸別受信機の取り付け場所は、ご家庭等で十分ご検討ください。
- テレビ・ラジオ・冷蔵庫等の電化製品からはなるべく遠ざけてください。
- 火気・振動の多い所・直射日光が当たる場所・湿度の多い場所は、極力避けてください。
- 近くにコンセント(AC100V)が必要です。付属の電源コードは3mになりますので、もしコンセントが近くに無い場合は、各家庭で延長コードの準備をお願いします。
- コンセントはできる限り他の電化製品と共用(タコ足配線)しないでください。
- 外部アンテナ取り付けは、家主さんと相談し最適な場所を選定しますが、電波が弱いなどの理由でご希望の場所に取り付けられないことがあります。

<デジタル戸別受信機外観>



【戸別受信機の仕様】

幅205mm 高さ155mm 奥行57mm
 ※A4用紙の半分位の大きさです。
 電源コード 3m
 重量 800g(コード、電池を除く)

(注意)

ロッドアンテナは常に伸ばしてご使用ください。(長さ：約1.5m)
 ただし、屋外アンテナを取り付けたときは、ロッドアンテナを畳んでおいてください。

☎ 総務課 消防交通係 ☎57-8500

令和4年度 スポーツ安全保険に加入しましょう!

令和4年度スポーツ安全保険の加入受付が3月から始まります!子ども会や運動クラブなど団体活動を行う4人以上の方々で加入ができます。万一のケガや賠償責任に備え加入しましょう。

ケガ以外にも、心臓マヒや脳卒中などの突然死に対しては突然死葬祭費用保険が支払われます。掛金・補償内容は、次のとおりです。

※団体活動を行う4人以上の方々でご加入ください。(加入区分は加入者ごとにお選びいただけます。)

【加入区分・掛金・補償額】

[下表AW・CW・BW区分の補償額は上段は団体活動中、下段は個人活動中]

加入対象	加入区分	年間掛金	補償対象	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
				死亡	後遺障害 (最高)	入院 (日額)	通院 (日額)		
子ども	A1	800円	スポーツ活動 文化活動・ボランティア活動・地域活動	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償合算1事故5億円 ただし、対人賠償は1人1億円	180万円
	AW	1,450円	上記団体活動に加え、個人活動も対象	2,100万円 100万円	3,150万円 150万円	5,000円 1,000円	2,000円 500円	対人・対物賠償合算1事故5億500万円 ただし、対人賠償は1人1億500万円 対人・対物賠償合算1事故500万円	180万円 対象外
大人	C	1,850円	スポーツ活動 (指導・審判を含む)	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償合算1事故5億円 ただし、対人賠償は1人1億円	180万円
	CW	4,850円	上記団体活動に加え、個人活動も対象	2,100万円 100万円	3,150万円 150万円	5,000円 1,000円	2,000円 500円	対人・対物賠償合算1事故5億500万円 ただし、対人賠償は1人1億500万円 対人・対物賠償合算1事故500万円	180万円 対象外
	B	1,200円	スポーツ活動 (指導・審判を含む)	600万円	900万円	1,800円	1,000円	対人・対物賠償合算1事故5億円 ただし、対人賠償は1人1億円	180万円
	BW	5,000円	上記団体活動に加え、個人活動も対象	700万円 100万円	1,050万円 150万円	2,800円 1,000円	1,500円 500円	対人・対物賠償合算1事故5億500万円 ただし、対人賠償は1人1億500万円 対人・対物賠償合算1事故500万円	180万円 対象外
	A2	800円	文化活動・ボランティア活動・地域活動・準備・片付け・応援・団体の送迎	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償合算1事故5億円 ただし、対人賠償は1人1億円	180万円
全年齢	D	11,000円	危険度の高いスポーツ活動 (指導・審判を含む)	500万円	750万円	1,800円	1,000円	対人・対物賠償合算1事故5億円 ただし、対人賠償は1人1億円	180万円

【対象となる事故の範囲】

- 加入手続きを行った「団体の管理下における活動中」の事故と「その往復中」の事故(学校の管理下を除く)
- 「AW、CW、BW」においては「団体の管理下における活動中とその往復中」とそれ以外の「個人練習、個人活動中」の事故(学校の管理下を除く)
- 「AW、CW、BW」における「個人練習、個人活動中」の事故の場合には、熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒および突然死は対象となりません。

【改定項目】

- 加入時年齢基準日変更・・・令和4年度から被保険者の年齢は、新規加入、中途加入とも4月1日時点の年齢となります。
- 加入区分の新設《インターネット加入限定》
 - ①CW区分・・・C区分に個人活動も補償対象となる区分
 - ②BW区分・・・B区分に個人活動も補償対象となる区分
- 加入区分の廃止《インターネット加入限定》・・・短期スポーツ教室区分の廃止

【保険期間】

- 3月中に申し込みの場合・・・2022年4月1日～2023年3月31日
- 4月1日以降に申し込みの場合・・・掛金を振り込んだ日の翌日～2023年3月31日

☎ スポーツ安全協会熊本県支部 ☎096-213-9015 (受付時間 平日 8:30～17:00)